

## 大和市公告第119号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施する。

なお、この公告の日をもって、令和4年大和市公告第89号第3項中「令和5年3月31日」を「令和4年12月8日」に改める。

令和4年12月28日

大和市長 大木 哲

### 1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種

### 2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている生後6月以上の者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていない生後6月以上の者うち、本市に居住していることが明らかな者及びこれに準ずる者

(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第54条第2項の規定により仮放免され、本市に居住していることが明らかな者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人で本市に居住していることが明らかな者

### 3 予防接種を行う期間

令和4年12月9日から令和5年3月31日まで

### 4 予防接種を行う場所

市長が定める場所及び本市が予防接種を委託する医療機関

### 5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で、本予防接種を行う必要がないと認められるもの  
イ 明らかな発熱を呈している者  
ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 本予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種を受けるに当たって注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱したことがある者及び全身性発疹<sup>しん</sup>等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 本予防接種の接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症のある者